■□ 民事判例研究 - ★川民事法研究会 星野 豊

[905]

学校法人の理事の交代に関する要素の錯誤の成否

最高裁判所第一小法廷平成22年3月18日判决

(平成20年(受)第1392号各損害賠償、理事会決議無効確認等請求事件、裁判集民事233号255頁、裁判所時報1504号1頁)第一審:東京地方裁判所平成17年11月30日判決、平成14年(ワ)第21420号ほか、WESTLAW JAPAN 原審:東京高等裁判所平成20年5月22日判決、平成18年(ネ)162号、判例時報2015号47頁 差戻後控訴審:東京高等裁判所平成22年6月29日判決、平成22年(ネ)1772号、判例集未登載

私立学校は、国公立学校と比べて、教育においても学校運営においても、経営者の判断における裁量が広く認められる傾向があるが、その分、学校の経営権をめぐる法的紛争が生ずる可能性も否定できない。本稿では、私立学校の理事の交代に関して紛争が生じた事案を取りあげ、理事の交代決議に関する要素の錯誤の成否のほか、経営権をめぐる紛争が学校教育に及ぼす恐れのある影響についても併せ考えてみる。

《事実》

被告Y₁学園は、平成元年1月に設立された学校 法人である。平成4年秋頃、訴外A学院がY₁学園 の経営権を取得し、当時A学院の理事であった原告 X₁、原告X₂、原告X₃、原告X₄及び訴外Bは、 同年10月、Y₁学園の理事に就任した。また、A学 院の理事であった原告X₅は、平成5年1月にY₁学 園の理事に就任し、平成6年3月に一旦退任した 後、平成7年4月に再度理事に就任した。

平成10年秋頃、訴外 C ゼミが A 学院から Y_1 学園 の経営権を取得することになり、同年11月 2 日、 Y_1 学園の理事会において、当時理事長であった X_1 並びに当時理事であった X_2 ないし X_5 及び B が退任するとともに(以下、「本件退任」という)、 C ゼミの取締役であった被告 Y_2 及び被告 Y_3 らを新たに Y_1 学園の理事に選任する旨の決議がされた(以下、「本件理事選任決議」という)。 そして、 Y_1 学園の理事会は、同年11月 2 日及び同年12月25日の両日、 Y_2 を理事長に選任した(以下、「本件各理事長選任決議」という)。

前記の Y_1 学園の経営譲渡に関し、A学院側の X_1 らと Y_2 とは、遅くとも平成10年 6 月には交渉を始めていた。そして、同年10月頃に合意された経営権の譲渡に際して、 Y_2 から X_1 らに対して2 億円余の金銭が支払われたほか、同月23日付けで、 X_1 と Y_2 との間で、「覚書(確約書)」と題する書面が取り交

わされ(以下、「本件覚書」という)、その中には次の 各条項があった。

「① X_1 は、 Y_1 学園の理事を、本日辞任する。② Y_2 は本日現在の Y_1 学園の負債総額について、債務引受をするものとする。③銀行借入に関する債務保証については、理事の辞任と共に、免責するものとする。尚、 Y_1 学園に対するA学院の債務保証を免責する。」

しかしながら、債権者である金融機関がかかる免責を承諾しなかったため、X₁ら及びA学院は、その後も連帯保証債務を免れていなかった。

また、前記交渉過程において Y_2 は、大物理事 3 名が Y_1 学園の理事に就任する旨、及び、訴外D大学が Y_1 学園の経営に関与する旨説明していた。しかし、就任予定の大物理事 3 名のうち、訴外E ほか 1 名は理事に就任したが、平成11年 4 月以降辞任し、他 1 名については、理事選任決議、就任登記がされたものの、平成10年11月登記が抹消され、さらに、D大学による経営の話については、平成11年 5 月頃行われた協議において、E から債務肩代わりの申出が行われたものの、 Y_1 学園の経営の実権を取り上げられることを警戒した Y_2 は、この申出を断った。

本件は、以上の経緯の下で、 X_1 らが Y_1 学園並びに Y_2 及び Y_3 に対し、本件理事選任決議に基づく X_1 らの本件退任は、 X_1 らが当時 Y_1 学園のために負担していた連帯保証債務を免れ、代わりに Y_2 を中心とする新理事らが Y_1 学園のために連帯保証債

務を負担するという動機を表示してされたものであったにもかかわらず、結局 X_1 らは連帯保証債務を免れていないので、本件退任及び本件理事選任決議はいずれも錯誤により無効であり、上記新理事らによって構成された本件各理事長選任決議もまた無効であると主張して、 $0X_1$ らが Y_1 学園の理事であること、及び X_1 が理事長であることの確認、 $0Y_2$ 及び Y_3 がいずれも Y_1 学園の理事でないことの確認、0本件理事選任決議及び本件各理事長選任決議がいずれも無効であることの確認、をそれぞれ求めた事案である1)。

第一審である東京地裁は、次のように判示し、 X_1 らの請求を棄却した。

「 X_1 らが保証債務を免れることができるか否かは、最終的には、債権者である金融機関等の意向により決せられるから、本件覚書は、 X_1 らに保証債務の免除という結果を保障したものではなく、…… Y_2 に対して、 X_1 らが保証債務を免れられるように努力する義務を課したものにすぎない」から、「本件退任及び本件理事選任決議の時点において X_1 らが有していた内心の状態は、あくまでも、不確実な将来に対する期待にすぎないと認められ、その後、結果として、その期待が裏切られたとしても、それが直ちに錯誤を構成するとは認められない。」

これに対し、原審である東京高裁は、本件理事選任決議及び本件各理事長選任決議を、X₁らの要素の錯誤により無効であると判示した。

「33億円余りのY」学園の債務額は決して少額で はないが、……連帯保証をしようとする者など皆無 であるとは認められず、要するに、Υ₂がそのよう な資力、信用力のある人物又は法人の協力を取り付 ければ良い……のであり、その見込みがあるからこ そ、Y2はY1学園の経営権の取得を決意し、本件覚 書を作成したものと推認される。」「X」ら従前の理 事全員が本件退任の意思表示を行った動機は、前記 のようなA学院側の義務を履行すると共に、本件覚 書により、X1らがY1学園の理事を辞任すれば、Y2 が、自ら又は協力してくれる第三者の資力、信用力 により、それまでX1ら従前の理事全員及びA学院 が負っていたY」学園を主債務者とする金融機関に 対する債務の連帯保証債務(30億円を超える金額)を 免れさせることを約定したことにある。ところが、 実際には、それまでX1ら従前の理事全員及びA学 院……の連帯保証債務を免れさせることを、債権者 である金融機関に承諾させるような資力、信用力を Y2自身は持たず、そのような資力、信用力のある

第三者の協力を確保することもしていないこと……は前記認定のとおりであり、 Y_2 には、従前の理事及びA学院の連帯保証債務を免れさせる力量がなかったものであり、 X_1 ら従前の理事全員が本件退任の意思表示を行った動機には錯誤があ」り、この動機は関係者に対して表示されていたと認められるから、 $\int X_1$ ら従前の理事全員の賛成の意思表示によって成立した本件理事選任決議及びその他の新たな理事の選任決議は、錯誤により無効である」。なお、 Y_2 の理事長としての地位が無効であったとしても、 Y_2 の無権代理行為を Y_1 学園が追認すれば有効となり、相手方は表見法理により保護されるため、法的な問題は生じない。

これに対して、 Y_1 学園らが上告受理申立をしたのが本件である 2)。

 Y_1 学園らは、上告受理申立理由において、次のとおり主張した。①本件覚書より、連帯保証債務免責の合意を認定したことは不当であり、仮に合意があったとしても、 X_1 らが免責されていないことは単なる債務不履行であって錯誤に当たらない。② X_1 らは Y_2 から約2億円を受領しており、対価は支払われていたほか、 Y_2 の資産や力量についての X_1 らの錯誤は要素の錯誤に当たらない。③ X_1 らが金融機関に免責の確認をしていないことは重過失に当たる。④理事会の決議に錯誤の適用はない。⑤ Y_2 以外の理事の選任が有効である以上、本件決議は取消原因があるに過ぎず、本件訴訟は紛争を終局的に解決するものでなく、訴えの利益がない。⑥商法252条の類推により本件決議の内容が法令違反でない以上、瑕疵は取消原因に過ぎず無効原因に当たらない。

これに対し、最高裁は、上告受理決定で、上記③ないし⑥を「重要でない」として排除したため、 X_1 らは、上記①及び②について、次のとおり反論した。① X_1 らは現在まで連帯保証債務を免れておらず、合意の実現可能性から本件合意は錯誤により無効である。② Y_1 学園の価値は約40億円であり、33億円の債務免除があって適正対価となりうるほか、本件合意の主眼は債務免除にあった以上、 Y_2 に免責を取り付ける力量がなかったことは動機の錯誤に当たる。

《判 旨》 破棄差戻

1 「金融機関と交渉して当該金融機関に対する

連帯保証人の保証債務を免れさせるという債務を履行する力量についての誤信は、ただ単に、債務者にその債務を履行する能力があると信頼したにもかかわらず、実際にはその能力がなく、その債務を履行することができなかったというだけでは、民法95条にいう要素の錯誤とするに足りず、債務者自身の資力、他からの資金調達の見込み等、債務の履行可能性を左右すべき重要な具体的事実に関する認識に誤りがあり、それが表示されていた場合に初めて、要素の錯誤となり得るというべきである。」

2 「X₁らがY₂に本件合意を履行する能力があ ると信じた事情として、Y₂から前記の大物3名の Y」学園の理事への就任が予定され、将来的にはD 大学がA学園を経営することになるという説明がさ れたことがあるが、これらは、本件議決権行使等の 当時においては現実に存在した事柄であったという ことができ、その後同理事らが辞任するなどし、D 大学側との協議が成立するに至らなかったとして も、本件議決権行使等の当時においてこれらの点に つき錯誤があったことになるものではない。そのほ かに、Yoの資力、資金調達の見込み等、債務の履 行可能性を左右すべき重要な具体的事実に関して、 X1らに錯誤があったことをうかがわせる事情は存 しないから、Y₂が本件債務を履行する力量を備え ているものと信頼していたとしても、その信頼が表 示されていたか否かにかかわらず、要素の錯誤があ ったものとはいえない。」

《研究》

1 本判決は、法律論としては、動機の錯誤の要素性に関する事例判断であり、債務免除を目的とする合意については、合意の実現の有無それ自体でなく、合意の実現可能性を左右する「重要な具体的事実」に対する認識に要素性があると判示したものであって、実務の参考となる裁判例である³)。

周知のとおり、要素の錯誤にいう「要素」とは、「意思表示の内容の主要な部分」との意味であり、具体的には、①当該錯誤がなければ当該表意者は意思表示しなかった筈であること、及び、②当該錯誤がなければ一般取引通念上意思表示はなされない筈であること、の二つが一般論として導かれる。人の支払能力に関する事情は、一般的に要素の錯誤となりうると考えられているが、本件で問題となったのは、 Y_2 自身の支払負担能力それ自体ではなく 4)、 Y_2 の力量により X_1 らが金融機関に対する Y_1 学園を主

債務者とする連帯保証債務を免れさせることができるか否かであったため、解釈がやや複雑となっている。

2 本判決は、 Y_2 が X_1 らとの交渉過程で説明した、他からの資金調達の見込み、具体的には、大物理事3名の就任とD大学による経営関与の可能性とが、当時において現実に存在していたことを挙げ、結果としてこれらの事実が実現に到らなかったとしても、要素の錯誤があったとは言えない、と判示している。

しかしながら、Y2自身の資力によってはX1らの 債務が免責されない可能性が高かった以上、Y₂の 説明による大物理事の就任やD大学による経営関与 の可能性の事実に対して、Xiらが寄せた期待には、 それなりの合理性があるものと考えられる。また、 D大学の経営関与に関し、その協議を断ったのは、 Y」学園の経営の実権を奪われることを警戒したY2 自身であり、当該行為がX₁らの期待に対する背信 行為となり得ないかは、やや微妙な判断が必要とな ると思われる。さらに、X1らにとっては、事実上、 Y」学園の理事の地位とY」学園の債務に関する連帯 保証人の地位とは一体的な関係にあり、逆に言え ば、理事の地位にある限りは連帯保証債務の負担を 受忍していたものと考えて差し支えないように思わ れるわけであるが、本判決は、X」らによる理事の 退任と連帯保証債務の負担とを論理的に別次元のも のとして捉え、要素の錯誤に関しては、連帯保証債 務の免責に関してのみ判示しているものと考えられ る5)。

3 本判決においては、前記のとおり、 Y_2 による上告受理申立理由のうち、最高裁が①及び②を取り上げ、③から⑥までは「重要でない」として排除したことから、この点に関する議論は行われていない。しかしながら、理事の選任決議が会議体により行われ、一般的な相対取引とやや異なる性格を持ちうることを考えると、最高裁が「重要でない」とした理由の中にも、なお議論すべき点は存在するように思われる 6)。従って、本件の上告受理決定は、「本件事案の解決」のためには錯誤の要素性の解釈のみを取り上げれば足りる旨の判断を最高裁が示したものに過ぎず、その余の理由について議論することの「重要性」を最高裁として否定したものではないと考えるべきであろう。

- 4 以上述べてきた議論とは別に、学校経営上の観点から本件を見ると、特に原審の判示がかなり複雑な問題を含むものであり、理事長兼学校長の権限が、選任決議の無効によってどのような影響を受けるか、生徒の入学、卒業や、 Y_1 学園の従業員との間における労使紛争に対する関係で、無権代理行為の追認や表見法理による対応が可能か、という問題が生じうるが 7 、 Y_2 の理事長選任決議を無効とした差戻前控訴審判決が破棄され、差戻後控訴審である東京高裁が、選任決議を有効であると判示して X_1 らの控訴を棄却したため、本件に関して上記のような問題が具体的に生ずることはなかった。
- 5 差戻後控訴審において X_1 らは、錯誤の主張に加え、 Y_2 に詐欺があった、及び、連帯保証債務が免責されないことが、決議の解除条件となっていた、と主張したが、東京高裁は、錯誤に関しては本判決と同旨の判断を下し、また、 X_1 らの他の主張については、かかる事実が認められないとして、いずれも排斥した。この差戻後控訴審に対して、 X_1 らは上告及び上告受理申立をしなかったため、この判断は確定し、本件訴訟は終結するに到っている。
 - 1) なお、第一審では、以下の甲事件と乙事件が本件と並 行して審理されていた。甲事件は、Y1学園が、X1ら4名 に対し、同人らが、①在任中である平成4年度から平成9 年度までの間、Y1学園の寄附行為により報酬を受けられ ない非常勤理事であったにもかかわらず、複数回にわた り、上記期間中の役員報酬をX1らに支払う旨の理事会決 議を成立させ、合計約1億2000万円の損害を与えた、②平 成9年9月頃、不当に高い代金で冷暖房空気調和設備工事 を発注する旨の理事会決議を成立させ、適正価額との差額 相当分約8900万円の損害を与えた、と主張して、不法行為 に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案であ る。乙事件は、Y1学園が、X1ら5名及びBに対し、同人 らが、その在任中である平成9年4月、訴外F社から不当 に高い価格で土地を購入する旨の決議を成立させ、適正価 額との差額及び諸費用の合計約2億9650万円の損害を与え た、と主張して、不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害 金の支払を求めた事案である。この甲事件と乙事件につい ては、第一審において、甲事件を一部認容し、乙事件を全 部認容するとの判決が出された後、控訴審において裁判上 の和解が成立し、訴訟が終了するに到っている。ちなみ に、本件は、この甲事件及び乙事件よりも後にX₁らによ って提起され、前記甲事件及び乙事件と併合されたもので
 - 2) なお、Y1学園らは、上告も併せて行っており、上告理由は、本文で紹介する上告受理申立理由とほぼ同様のものであった。この上告については、「単なる法令違反または事実誤認を主張するもの」に過ぎないとして、上告棄却の決定が下されている。最決平成21年12月3日平成20年(オ)1144号。
 - 3) 本件に関する評釈として、西内康人・民商143巻2号243

- 頁 (2010)、三枝健治・法セ増刊『速報判例解説』 8 号111 頁 (2011)、松尾弘・法セ679号118頁 (2011) がある。
- 4) 本件の交渉経緯からすると、 Y_2 による経営権譲受の 交渉は、 Y_2 の資金難を理由に一旦中断しているようであ り、 X_1 らにとっては、 Y_2 自身に Y_1 学園の債務を全て負 担する能力がないことは、予測可能な事情であったと考え て差し支えないように思われる。
- 5) もっとも、X1らの理事としての地位については、本件訴訟中の時の経過により、X1らの理事としての任期は既に満了しているため、X1らが理事としての地位にあるとの確認請求は、原審の段階で棄却されている。この点をも考慮すると、本判決が、連帯保証債務の免責と理事としての地位とを別次元のものとして議論していることは、理事としての地位の喪失に関する錯誤無効が実質的に無意味であることから、一定の合理性があるということができるかもしれない。また、本稿では詳しく検討していないが、本件に並行していた甲事件及び乙事件において、第一審によりX1らに損害賠償責任を認める判決が出され、原審において和解が成立したという事実が、X1らに理事としての地位を認めるべきか否かの議論に対して、事実上影響を及ぼしている可能性もありうるように考えられる。
- 6) やや抽象的に議論すると、会議の場においては、相対取引における契約条件の交渉と異なり、通常以上に自由な発言が許容される反面、会議の場以外での事情を併せて考慮することを原則としてしない、との考え方も、成り立ち得ないではないため、例えば、X1らにより理事退任の動機が明確に示されたか否かの解釈や、議事録として残されなかった事項についての合意の成否の判断の解釈に、影響が及ぶ可能性について、検討する必要があるように思われる。
- 7) すなわち、Y」学園と相手方とが共にY2による無権代 理行為の効果を有効とさせようとする場合には、ほとんど 問題が生じないが、解雇、退学、懲戒等、相手方が当該行 為の効果を覆すことを望んでいる場合や、Y1学園の経営 権を後に保持した者がY2の行為により生じた結果と異な る状況を望んだ場合には、事態が相当複雑になる恐れがあ るわけである。星野豊「私立学校における経営陣の内紛」 月刊高校教育2010年1月号83頁参照。実際、Y1学園につ いては、Y₂が理事長に就任した後、勤務していた教職員 との間で相当数の労使紛争が生じたようであり、本件訴訟 の係属中にその主な部分について和解が成立したとのこと であるが(五來則男「鹿島学園事件勝利和解解決」http:// www.habataki-lo.jp/index.php?page_id=36)、Y2の理事長 としての地位の有効無効は、かかる和解成立の前提をなす ものであるから、仮に原審の判断が破棄されずに確定して いた場合には、和解の効力に何らかの影響が及んだ可能性 があったものと思われる。

(ほしの・ゆたか 筑波大学准教授)